

令和元年9月2日

「建築材料・設備機材等品質性能評価事業」

申請者 各位

一般社団法人 公共建築協会
建築材料等評価部長 向 山 建 一

「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）平成31年版」の改定に伴う
建築材料等評価の取り扱いについて

拝啓

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。また、平素より当協会に対して格別のお引き立てをいただき厚く御礼申し上げます。

さて、当協会では、営繕事業における建築材料・設備機材等品質性能評価事業を実施しております。当事業においては、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定による「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）」（以下「標準仕様書」という。）に基づき、材料等に係る品質、性能及び製造所等の審査を行い、適合する申請者には、評価書を交付しております。

「標準仕様書」は、平成31年3月に3年毎の改定が終了し、平成31年版として制定されました。当協会の建築材料・設備機材等品質性能評価事業における、建築材料等の評価基準は、「標準仕様書」が基となっていることから、令和元年度版として改定を行いました。なお、改定内容の詳細は別紙—1を参照してください。

これらの改定により、平成29・30年度に評価を受けている申請者の皆様については、申請内容と建築材料等評価基準との間に差異が生じています。

つきましては、貴社の申請内容と建築材料等評価基準との間の差異を確認のうえ、下記1. 2. のいずれかにより対応いただきますようお願い申し上げます。なお、対応については別紙2を参照してください。

敬具

記

1. 変更評価による対応

建築材料等評価基準の改定部分と貴社の申請内容の間に生じている差異について、変更評価を申請し評価書を取得してください。必要書類等は別紙—2を参照してください。

2. 既評価書をそのまま継続使用

各工事において、建築材料等評価基準が改定された部分について、品質性能等の証明書を評価書とともに提出するなど、改定により内容に差異が生じた部分の証明を工事毎に行ってください。

標準仕様書（平成31年版）及び建築材料等評価基準（令和元年度）の改定について

別紙-1

令和元年9月2日

*下表は、公共建築工事標準仕様書の改定内容全てを記載したものではありません、改定後、従来の評価基準を上まわる箇所を抜粋しています。
*赤字は、改定箇所を示しています。

材料名	公共建築工事標準仕様書（建築工事編）の比較			材料評価の評価基準の比較	
	章・節	平成28年版	平成31年版	平成30年度	令和元年度
タイル工事	11.1.1 一般事項 (適用範囲)	・陶磁器質タイル	・セラミックタイル	・陶磁器質タイル	・セラミックタイル
	11.3.2 材料	・屋外壁用外装壁タイル接着張り 専用タイル	(削除)		
	4節 陶磁器質タ イル型枠先 付け	・タイルの品質は JIS A 5209	(削除)		
既調合 モルタル	11.2.3 既調合モル タル	・既製調合モルタル	・既調合モルタル	・既製調合モルタル	・既調合モルタル
既調合 目地材	11.2.3 既調合目地 材	・既製調合目地材	・既調合目地材	・既製調合目地材	・既調合目地材
防水剤	15.3.2 材料	・15.2.2 材料	・15.3.2 材料		
吸水調 整材	15.3.2 材料	・15.2.2 材料	・15.3.2 材料		
アルミ ニウム 製建具 の性能 等級 等	16.2.2 性能及び 構造 (2)	—	・アルミニウム製建具の性能等級等 (コンクリート系下地及び鉄骨 下地) A種、B種、C種 (木下地) D種、E種	—	・アルミニウム製建具の性能等級等 (コンクリート系下地及び鉄骨 下地) A種、B種、C種 (木下地) D種、E種
	16.2.3 材料 (2)	・ステンレス鋼板 SUS304、SUS430J1L、SUS443J1 又はSUS430 なお、SUS430は屋外に適 用しない	・ステンレス鋼板 SUS304、SUS430J1L、SUS443J1 (削除)	・ステンレス鋼板 SUS304、SUS430J1L、SUS443J1 又はSUS430 なお、SUS430は屋外に適 用しない	・ステンレス鋼板 SUS304、SUS430J1L、SUS443J1 (削除)
	16.2.4 形状及び仕 上げ (2)	・外部に面する建具 C種 枠の見込み寸法 100	・外部に面する建具 C種 枠の見込寸法 特記による	・③C種 枠の見込み寸法 100	・③C種 枠の見込み寸法 100、70

材料名	公共建築工事標準仕様書（建築工事編）の比較			材料評価の評価基準の比較	
	章・節	平成 28 年版	平成 31 年版	平成 30 年度	令和元年度
アルミニウム製建具 (続き)	16. 2. 4 形状及び仕上げ (3)	・(c) (3)外部に面する建具のガラス溝の寸法、形状 <u>表 16. 14. 1 ガラス溝の大きさ</u>	・(ウ)外部に面する建具のガラス溝の寸法、形状 建具の製造所の仕様	・ガラス溝の寸法、形状 <u>標準仕様書表 16. 14. 1 ガラス溝の大きさ</u>	・ガラス溝の寸法、形状 建具の製造所の仕様
	16. 2. 4 形状及び仕上げ (5)	・(e)くつずりの仕上げ <u>No. 2B 又は HL</u>	・(5)くつずりの仕上げ HL	・くつずりの仕上げ <u>No. 2B 又は HL</u>	・くつずりの仕上げ HL
樹脂製建具	16. 3. 2 性能及び構造 (2)	—	・樹脂製建具の性能等級 (コンクリート系下地及び鉄骨下地) A 種、B 種、C 種 (木下地) D 種、E 種	—	・樹脂製建具の性能等級 (コンクリート系下地及び鉄骨下地) A 種、B 種、C 種 (木下地) D 種、E 種
	16. 3. 4 形状及び仕上げ	・くつずりの仕上げ <u>No. 2B 又は HL</u>	・くつずりの仕上げ HL	・くつずりの仕上げ <u>No. 2B 又は HL</u>	・くつずりの仕上げ HL
鋼製建具	16. 4. 3 材料	・(1)鋼板類 JIS G 3302 めっき付着量、 特記がなければ Z12 又は F12 <u>JIS G 3317 (溶融亜鉛－5%アルミニウム合金めっき鋼板及び鋼帯)により、めっきの付着量特記がなければ Y08</u>	・(1)鋼板類 JIS G 3302 めっき付着量 Z12 又は F12 (削除)	・JIS G 3302 めっき付着量 Z12、F12 <u>JIS G 3317 (溶融亜鉛－5%アルミニウム合金めっき鋼板及び鋼帯)により、めっきの付着量特記がなければ Y08</u>	・JIS G 3302 めっき付着量 Z12、F12 (削除)
	16. 4. 4 形状及び仕上げ	・(a)鋼板類の厚さ 補強板の類 <u>2.3</u>	・(1)鋼板類の厚さ 補強板の類 2.3 以上	・鋼板類の厚さ 補強板の類 <u>2.3</u>	・鋼板類の厚さ 補強板の類 2.3 以上
	16. 4. 4 形状及び仕上げ	・ステンレス鋼板 SUS304、SUS430J1L、SUS443J1 <u>又は SUS430 なお、SUS430 は屋外に適用しない</u>	・ステンレス鋼板 SUS304、SUS430J1L、SUS443J1 (削除)	・ステンレス鋼板 SUS304、SUS430J1L、SUS443J1 <u>又は SUS430 なお、SUS430 は屋外に適用しない</u>	・ステンレス鋼板 SUS304、SUS430J1L、SUS443J1 (削除)
		・(e)くつずりの仕上げ <u>No. 2B 又は HL</u>	・(5)くつずりの仕上げ HL	・くつずりの仕上げ <u>No. 2B 又は HL</u>	・くつずりの仕上げ HL
18. 2. 4 亜鉛めっき鋼面の素地ごしらえ	・表 18. 2. 3 (注)2. 鋼製建具等に使用する亜鉛めっき鋼板は、 <u>鋼板製造所で化成皮膜処理を行ったものとする</u>	・表 18. 2. 3 (注)2. 鋼製建具等に使用する亜鉛めっき鋼板は、化成皮膜処理を行ったものとする	—	・鋼製建具等に使用する亜鉛めっき鋼板は、化成皮膜処理を行ったものとする	

材料名	公共建築工事標準仕様書（建築工事編）の比較			材料評価の評価基準の比較	
	章・節	平成 28 年版	平成 31 年版	平成 30 年度	令和元年度
鋼製軽量建具	16.5.3 材料	<ul style="list-style-type: none"> ・(a)鋼板類は次による (2)ビニル被覆鋼板 <u>下地金属板の種類</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・(1)鋼板類は次により、種類は特記による (4)ビニル被覆鋼板 被覆原板の種類 	<ul style="list-style-type: none"> ・ビニル被覆鋼板 <u>下地金属板の種類</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ビニル被覆鋼板 被覆原板の種類
鋼製軽量建具 (続き)	16.5.3 材料	<ul style="list-style-type: none"> ・ステンレス鋼板 SUS304、SUS430J1L、SUS443J1 <u>又はSUS430</u> なお、SUS430は屋外に適用しな 	<ul style="list-style-type: none"> ・ステンレス鋼板 SUS304、SUS430J1L、SUS443J1 (削除) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ステンレス鋼板 SUS304、SUS430J1L、SUS443J1 <u>又はSUS430</u> なお、SUS430は屋外に適用しない 	<ul style="list-style-type: none"> ・ステンレス鋼板 SUS304、SUS430J1L、SUS443J1 (削除)
	16.5.4 形状及び仕上げ	<ul style="list-style-type: none"> ・(a)鋼板類の厚さ 戸 表面板 <u>0.6</u> 戸 召合せ等 鋼板 <u>0.6</u> 〃 ステンレス鋼板 <u>0.6</u> 補強板の類 <u>2.3</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・(1)鋼板類の厚さ 戸 表面板 0.6 以上 戸 召合せ等 鋼板 0.6 以上 〃 ステンレス鋼板 0.6 以上 補強板の類 2.3 以上 	<ul style="list-style-type: none"> ・鋼板類の厚さ 戸 表面板 <u>0.6</u> 戸 召合せ等 鋼板 <u>0.6</u> 〃 ステンレス鋼板 <u>0.6</u> 補強板の類 <u>2.3</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・鋼板類の厚さ 戸 表面板 0.6 以上 戸 召合せ等 鋼板 0.6 以上 〃 ステンレス鋼板 0.6 以上 補強板の類 2.3 以上
		<ul style="list-style-type: none"> ・(f)くつずりの仕上げ <u>No. 2B 又は HL</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・(6)くつずりの仕上げ HL 	<ul style="list-style-type: none"> ・くつずりの仕上げ <u>No. 2B 又は HL</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・くつずりの仕上げ HL
	18.2.4 亜鉛めっき鋼面の素地ごしらえ	<ul style="list-style-type: none"> ・表 18.2.3 (注)2. 鋼製建具等に使用する亜鉛めっき鋼板は、<u>鋼板製造所で化成皮膜処理を行ったものとする</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・表 18.2.3 (注)2. 鋼製建具等に使用する亜鉛めっき鋼板は、化成皮膜処理を行ったものとする 	—	<ul style="list-style-type: none"> ・鋼製建具等に使用する亜鉛めっき鋼板は、化成皮膜処理を行ったものとする
ステンレス製建具	16.6.3 材料	<ul style="list-style-type: none"> ・ステンレス鋼板 SUS304、SUS430J1L、SUS443J1 <u>又はSUS430</u> なお、SUS430は屋外に適用しない 	<ul style="list-style-type: none"> ・ステンレス鋼板 SUS304、SUS430J1L、SUS443J1 (削除) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ステンレス鋼板 SUS304、SUS430J1L、SUS443J1 <u>又はSUS430</u> なお、SUS430は屋外に適用しない 	<ul style="list-style-type: none"> ・ステンレス鋼板 SUS304、SUS430J1L、SUS443J1 (削除)
	16.6.4 形状及び仕上げ	<ul style="list-style-type: none"> ・(f)くつずりの仕上げ <u>No. 2B 又は HL</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・(6)くつずりの仕上げ HL 	<ul style="list-style-type: none"> ・くつずりの仕上げ <u>No. 2B 又は HL</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・くつずりの仕上げ HL
	18.2.4 亜鉛めっき鋼面の素地ごしらえ	<ul style="list-style-type: none"> ・表 18.2.3 (注)2. 鋼製建具等に使用する亜鉛めっき鋼板は、<u>鋼板製造所で化成皮膜処理を行ったものとする</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・表 18.2.3 (注)2. 鋼製建具等に使用する亜鉛めっき鋼板は、化成皮膜処理を行ったものとする 	—	<ul style="list-style-type: none"> ・鋼製建具等に使用する亜鉛めっき鋼板は、化成皮膜処理を行ったものとする

材料名	公共建築工事標準仕様書（建築工事編）の比較			材料評価の評価基準の比較	
	章・節	平成 28 年版	平成 31 年版	平成 30 年度	令和元年度
自動 ドア機 構	16.9.2 性能	—	・自動ドア開閉装置の安全性全般について、JIS A 4722 の規定を追加。多機能トイレは除く	・①制御装置・駆動装置 —	・①駆動装置 安全性全般について、JIS A 4722 による
		・表 16.9.1 スライディングドア用自動ドア開閉装置の性能値	・表 16.9.1 引き戸用駆動装置の性能値に改定 電源の追加	・①制御装置・駆動装置 <u>スライディングドア</u> 品質・性能	・①駆動装置 性能値の改定 電源の追加
			・表 16.9.2 多機能トイレ出入口に設置される引き戸用駆動装置の性能値に改定 電源の追加	・③多機能トイレ用駆動装置を追加 性能値の改定 電源の追加	
			・表 16.9.3 引き戸用検出装置の性能値に改定 放射無線周波数電磁界耐性及び電源の追加	・②検出装置 品質・性能	・②検出装置 性能値の改定 放射無線周波数電磁界耐性及び電源の追加
		・表 16.9.2 <u>スイングドア用自動ドア開閉装置の性能値</u>	(削除)	・①制御装置・駆動装置 <u>スイングドア</u>	(削除)
16.9.3 機構		・表 16.9.3 センサーの種類及び必要性能項目 種類： <u>マットスイッチ及びペダルスイッチ</u> 種類：光線、熱線、音波、光電、電波 <u>スイッチ</u>	・表 16.9.4 引き戸用検出装置の種類及び必要性能項目 種類：(削除) 種類：光線、熱線、音波、光電、電波 <u>センサー</u>	・②検出装置 <u>センサー</u> の種類による必要性能項目 種類： <u>マットスイッチ及びペダルスイッチ</u> 種類：光線、熱線、音波、光電、電波 <u>スイッチ</u>	・②検出装置 <u>検出装置</u> の種類による必要性能項目 種類：(削除) 種類：光線、熱線、音波、光電、電波 <u>センサー</u>
		—	・(4)多機能トイレ出入口に補助センサーを設置	—	・③多機能トイレ用駆動装置 機構：補助センサーを設置
			・閉作動中の保護領域を確保	・②検出装置 —	・②検出装置 機構・工法：検出装置の種類にかかわらず、閉作動中の保護領域を確保
		・電動機は、 <u>焼損防止装置を組み込んだもの又は制御装置に焼損防止装置を設けたもの</u>	・電動機には、過負荷保護を行う	・①制御装置・駆動装置 <u>電動機の焼損防止措置</u>	・①駆動装置、③多機能トイレ用駆動装置 機構：電動機には、過負荷保護を行う

材料名	公共建築工事標準仕様書（建築工事編）の比較			材料評価の評価基準の比較	
	章・節	平成 28 年版	平成 31 年版	平成 30 年度	令和元年度
自動 ドア機 構 (続き)	16.9.3 機構	・(e)センサーの種類にかかわらず、補助センサーを併用する	(削除)	・②検出装置 補助センサー	・②検出装置 (削除)
	16.9.4 工法	・表 16.9.1 スライディングドア 用自動ドア開閉装置の性能値	・表 16.9.5 引き戸用開閉装置の 施工・調整後の性能値の追加 閉作動中の保護領域の追加	・①制御装置・駆動装置 スライディングドア 品質・性能	・①駆動装置 施工・調整後の性能値の改定 閉作動中の保護領域の追加
			・表 16.9.6 多機能トイレ出入口 に設置される引き戸用開閉装置 の施工・調整後の性能値の追加		
—	—	・(2)タッチスイッチは、床面から 950 mm程度を追加	—	・②検出装置 機構・工法：タッチスイッチは、 床面から 950 mm程度	
重量シ ャッター	16.11.3 材料	・ステンレス鋼板 SUS304、SUS430J1L、SUS443J1 又 はSUS430 なお、SUS430 は屋外に適 用しない	・ステンレス鋼板 SUS304、SUS430J1L、SUS443J1 (削除)	・ステンレス鋼板 SUS304、SUS430J1L、SUS443J1 又 はSUS430 なお、SUS430 は屋外に適 用しない	・ステンレス鋼板 SUS304、SUS430J1L、SUS443J1 (削除)
	18.2.4 亜鉛めっき 鋼面の素地 ごしらえ	・表 18.2.3 (注)2. 鋼製建具等に使用する亜鉛め っき鋼板は、鋼板製造所で化成皮 膜処理を行ったものとする	・表 18.2.3 (注)2. 鋼製建具等に使用する亜鉛め っき鋼板は、化成皮膜処理を行っ たものとする	—	・鋼製建具等に使用する亜鉛め っき鋼板は、化成皮膜処理を行っ たものとする
軽量シ ャッター	18.2.4 亜鉛めっき 鋼面の素地 ごしらえ	・表 18.2.3 (注)2. 鋼製建具等に使用する亜鉛め っき鋼板は、鋼板製造所で化成皮 膜処理を行ったものとする	・表 18.2.3 (注)2. 鋼製建具等に使用する亜鉛め っき鋼板は、化成皮膜処理を行っ たものとする	—	・鋼製建具等に使用する亜鉛め っき鋼板は、化成皮膜処理を行っ たものとする
オーバ ーヘッ ドドア	16.13.3 材料	・ステンレス鋼板 SUS304、SUS430J1L、SUS443J1 又 はSUS430 なお、SUS430 は屋外に適 用しない	・ステンレス鋼板 SUS304、SUS430J1L、SUS443J1 (削除)	・ステンレス鋼板 SUS304、SUS430J1L、SUS443J1 又 はSUS430 なお、SUS430 は屋外に適 用しない	・ステンレス鋼板 SUS304、SUS430J1L、SUS443J1 (削除)

材料名	公共建築工事標準仕様書（建築工事編）の比較			材料評価の評価基準の比較	
	章・節	平成 28 年版	平成 31 年版	平成 30 年度	令和元年度
オーバーヘッドドア (続き)	16.13.5 工法	・表 16.13.2 ガイドレール 下地についての規定無し	・表 16.13.2 ガイドレール コンクリート及び鉄骨下地 木下地	—	・ガイドレール コンクリート及び鉄骨下地 木下地
ガラス	16.14.3 ガラス溝の 寸法、形状 等	・特記がなければ、 <u>アルミニウム 製建具、鋼製建具及びステンレス 製建具の場合は、表 16.14.1 に よる</u>	・特記がなければ、 <u>建具の製造所 の仕様による。</u>	・ <u>アルミニウム製建具、鋼製建具及 びステンレス製建具の場合は、表 16.14.1 による</u>	・ <u>建具の製造所 の仕様による。</u>
煙突用 成形ライ ニング材	20.2.11 煙突ライニ ング(1)	・(1)材料 ゾノライト系けい酸カルシウ ムライニング材又は心材付き <u>繊維積層ライニング材</u>	・(1)材料 ゾノライト系けい酸カルシウ ムライニング材	・ゾノライト系けい酸カルシウム ライニング材又は心材付き繊維 <u>積層ライニング材</u>	・ゾノライト系けい酸カルシウム ライニング材
床点検 口				・ステンレス鋼板 JIS G 4305 による <u>SUS430</u> または 同等の性能を有するもの。	・ステンレス鋼板 JIS G 4305 による SUS304、430J1L、 又は 443J1 若しくは同等の性能を有 するもの。 (削除)
トップ ライト				(付帯性能) 断熱性（断熱製品に限る） 断熱性による等級 H-3	(付帯性能) 断熱性の有無 断熱性能の有無を確認する。

令和元年9月2日

対応策の説明について

1. 貴社の現状確認

- 1) 「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）」（平成31年版）（以下、「標準仕様書」という。）及び建築材料等評価基準（令和元年度）の内容と、貴社申請品の申請内容の間に使用資材及び品質性能等に差異が生じていることを確認してください。
- 2) 差異が生じていることを確認した場合は、既評価書の申請内容について改善及び訂正等の対応が必要となります。

2. 変更評価による対応

1) 変更申請の手続き

- ① 変更申請の手続きについては、原則として「変更評価の手続きについて」を参照し、申請書類を作成してください。

② 必要書類

- ・0 提出書類一覧
- ・1 評価依頼書（様式—1）
変更内容一覧表（別記様式—1）、確約書（様式—8）^{注1}
変更内容一覧表（別記様式—2）^{注2}

^{注1}：平成29年度更新申請者の方 ^{注2}：平成30年度以降の更新申請者の方

- ・2-1 申請品の製品リスト（品目数による）
- ・2-2 品質・性能等概要書（製品名毎に記入して下さい）
- ・2-3 主要資材仕入れ先（仕入れ先に変更がなければ不要）
材料流通経路図、材料を証明するミルシート等、出荷証明書等を添付
- ・2-4 試験成績書（試験により品質を証明する場合に添付）

③ 変更評価の時期

- ・受付は随時行っています。受付審査が終了次第、直近の評価委員会に諮り審査を実施します。

④ 変更評価の公表

- ・変更評価が終了した場合には、評価書を交付するとともに、当協会のホームページ上にて公表します。

2) 変更申請の経費

変更評価の内容により評価料金は異なります。

「変更評価の手続きについて」の「8. 申請項目別提出資料・変更評価料等一覧表」により確認を行ってください。

3. 既評価書をそのまま継続使用

1) 工事を受注した場合の対応

- ① 「標準仕様書」及び建築材料等評価基準と差異が生じている既評価品を使用する工事を受注した場合、これまでは、品質性能等の証明として評価書の写しを提出していたと思いますが、それに加えて仕様や品質性能で差異のある部分について、貴社の改善及び訂正により「標準仕様書」に適合することを、各工事において、証明書、検査成績書等の提出により証明してください。
- ② ①の手続きについては発注者側の了解を得たものではありませんので、提出時に発注者側への説明も必要となります。

なお、当該文書については地方公共団体へも送付することを念のため申し添えます。

4. 問い合わせ先

一般社団法人 公共建築協会 建築材料等評価部

Tel 03-3523-0384

Fax 03-3523-1827

Mail hyokajigyo-a@pba.or.jp

向山 建一

桑原 和可